

訪問看護サービス料金表

▶ 介護保険をご利用のお客様

居宅介護支援事業者の作成した居宅サービス計画と主治医の指示書に基づき訪問看護サービスを実施します。お客様の負担は介護保険負担割合証に記載されているご負担となります。

【基本料金】 訪問看護サービス1回あたりの基本料金は以下の通りです。

看護師による訪問		単位数		金額	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)		
サービスの 内容	20分未満	要支援	303	3,093 円	310 円	619 円	928 円		
		要介護	314	3,205 円	321 円	641 円	962 円		
	30分未満	要支援	451	4,604 円	461 円	921 円	1,382 円		
		要介護	471	4,808 円	481 円	962 円	1,443 円		
	60分未満	要支援	794	8,106 円	811 円	1,622 円	2,432 円		
		要介護	823	8,402 円	841 円	1,681 円	2,521 円		
	60分以上	要支援	1,090	11,128 円	1113 円	2,226 円	3,339 円		
	90分未満	要介護	1,128	11,516 円	1152 円	2,304 円	3,455 円		
	早朝・夜間の時間帯 早朝：6：00～8：00 夜間：18：00～22：00		基本料金に25%加算						
	深夜の時間帯 深夜：22：00～6：00		基本料金に50%加算						
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問（週6単位まで）		単位数		金額	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)		
サービスの 内容	要支援	20分	284	2,899 円	290 円	580 円	870 円		
		40分	568	5,799 円	580 円	1,160 円	1,740 円		
		60分	1回につき100分の50						
	※利用期間が12月を超えた場合は1回につき5単位減算 ※前年度の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、1回につき8単位減算。利用期間が12月を超えた場合は、更に15単位減算								
	要介護	20分	294	3,001 円	301 円	601 円	901 円		
		40分	588	6,003 円	601 円	1,201 円	1,801 円		
		60分	793	8,096 円	810 円	1,620 円	2,429 円		
		(早朝・夜間の時間帯) 早朝：6：00～8：00 夜間：18：00～22：00		基本料金に25%加算					
		※前年度の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、1回につき8単位減算							

【減算】 基本料金から減算される場合は以下の通りです。

お客様の住まいが有料老人ホーム等の集合住宅であって、その集合住宅に本事業所との契約者が	
20人以上の場合	10%減算
50人以上の場合	15%減算
准看護師が訪問した場合	10%減算

【加算】お客様の病状や同意により、以下の料金が加算されます。

加算項目	単位数	金額	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
初回加算 (I)	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合				
	350	3,573 円	358 円	715 円	1,072 円
初回加算 (II)	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合				
	300	3,063 円	307 円	613 円	919 円
予防緊急時訪問看護加算(II) 緊急時訪問看護加算 (II) (1回/月)	お客様からの24時間の連絡を受け、必要に応じて緊急訪問を行うことに同意した場合				
	574	5,860 円	586 円	1,172 円	1,758 円
特別管理加算 I (1回/月)	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは、気管切開患者、気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している方				
	500	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円
特別管理加算 II (1回/月)	①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3回以上行う必要がある状態 以上の状態にある方に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合				
	250	2,552 円	256 円	511 円	766 円
退院時共同指導加算	入院中の医療機関にて退院または退所するにあたり、看護師等（准看護師を除く）が利用者または家族へ退院時共同指導を行い初回の訪問看護を提供した日に算定				
	600	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円
ターミナルケア加算	死亡日の前14日以内に2回以上訪問した場合				
	2,500	25,525 円	2,553 円	5,105 円	7,658 円
介護職員等処遇改善加算	介護報酬総単位数（基本料金+各種加算、減算を加減した1月当たりの総単位数）に加算率 1.8% を乗じて算出				
加算項目	単位数	金額	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、1時間30分以上の訪問を実施した場合				
	300	3,063 円	307 円	613 円	919 円
複数名訪問看護加算 (I)	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合				
	30分未満の場合	254	2,593 円	260 円	519 円
30分以上の場合	402	4,104 円	411 円	821 円	1,232 円
複数名訪問看護加算 (II)	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合				
	30分未満の場合	201	2,052 円	206 円	411 円
30分以上の場合	317	3,236 円	324 円	648 円	971 円
口腔連携強化加算 (1回/月)	口腔の健康状態の評価を行い、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供を行った場合				
	50	510 円	51 円	102 円	153 円